

予防

よもや話

第8回

事前相談の重要性と 打合せ結果記録の作成

纏 消之助

皆さんこんにちは！ お元気でしょうか？ 時が経つのは早いもので、この前は大雪が降って今年は寒いなど思っていたら、今度はまだ5月、6月だというのに夏みたいな暑さで、この暑さに閉口しているこの頃です。

前前号、前号の2回は読者のご質問に回答させて頂いたので、今月号は、元に戻り、「事前相談の重要性と打合せ結果記録の作成」についてお話させて頂きます。

1 事前相談の必要性和重要性について

これまでの話で、防火対象物の用途や規模を把握するうえでのポイントや注意事項をお話しましたので、今回は、設計者や工事業者（以下「工事関係者」と言う。）との事前相談の必要性和重要性について触れさせて頂きたいと思います。

事前相談の形としては、電話相談、確認申請前や工事着工前に来署（所）されての相談、工事中の相談、中間検査時における相談、防火対象物使用検査時における相談、最近ではメール相

談もあり様々ですが、私の経験上、工事関係者との打合せを事前に十分に行い、意見交換し、お互いの見落としがないかを事前にチェックしておけば、まず大きな問題は発生しませんでした。逆に、事前相談を行わなかった場合は問題が多く発生しました。具体的なトラブルの事例をご紹介します！

○防火区画が不完全で、特に電気配線や配管の防火区画部分の貫通埋め戻し処理がきちんと行われていなかった事例。

○台所の火気設備周りの壁等との隔離距離不足や内装材料が不備だった事例。

○スプリンクラーや連結送水管の送水口の位置が悪く、消防車両が接近できなかった事例。

○自動火災報知設備の感知器や誘導灯の設置位置が悪く、未警戒区域の発生や誘導灯が見えない位置に設置されてしまった事例。

○連結送水管の放水口が階段室側ではなく、非開放廊下側に設置されてしまい、消火活動に支障をきたす恐れがあった事例。

○消火設備の非常電源として自家発が設置されなかった事例。

いずれの事例も、工事関係者の一方的な思い込みが要因で発生しています。特に設置位置の問題が多い傾向にあります。特に自家発については、後からでは予算的にも場所的にも確保できなくなってしまう恐れがあるので、特に注意する必要があります。

2 中間検査の重要性について

事前打合せが特に重要で、よく打合せしておく必要がありますが、それと併せて、中間検査を必ず実施してください。その理由は次のとおりです。

○図面上では確認できないことが現場で確認することができる（特に立体的な位置関係）。図面上では設備が収まりそうでも、実際には天井や梁があって収まらない場合がかなりあります。

○防火対象物の使用検査時では、仕上げ材等で見えなくなってしまう部分、特に防火区画の接合部分（鉄骨とALC板の接合部分は要注意！）

などが隠れてしまうので、それを中間検査時では確認することができません。特に防火区画関係は中間検査時によく見ておいてください！

○中間検査時での手直し箇所の発見は、修正が可能な場合が多い。要は早く見つければ手直しが可能な場合が多く、工事関係者の負担も少なくなります。

○中間検査時に建物関係者、工事関係者が一堂に会するので、確認事項の意思統一が図れるとともに、建築構造の問題点、消防設備の問題点、電気の問題点などその場で多面的に検討することができます。

○建物関係者がいれば、防火対象物使用後の防火管理体制の確保についても、事前に指導することができます。

工事する防火対象物が多いと、中間検査を実施することが人間的にも困難な場合がありますが、後で楽をするためには、中間検査をしっかりやっておくことが重要です。つまり、私から言わせてもらおうと、防火対象物使用検査時に指摘事項が多く出てくるのは失敗のケースだと言っても過言ではありません。防火対象物使用検査時に何一つ指摘事項が出てこないことが理想的です。そのためには、事前の打合せと中間検査が不可欠でありま

す。

全国の予防担当者の皆さんは私の考えはどう思われますか？

3 打合せ結果記録の作成について

事前相談や中間検査時等の打合せ結果については、必ず記録を残しておくことが不可欠です。相手側が議事録を作成した場合などは必ずもらってください。ごく稀に、打ち合わせた内容で相手側の捉え方が異なっている場合があります。必ず食い違いが生じないように心掛けてください。特に電話相談は気をつけてください！ 後で「言った!」、「言わない!」の争いにならないよう、問い合わせがあった日時、問い合わせ相手の会社名及び問い合わせ者の氏名、問い合わせ内容、回答した内容、消防側の対応した者の氏名は面倒でも必ず記録して残してください。

記録事項

- 1 問い合わせ日時
- 2 相手の会社名・氏名
- 3 問い合わせ内容
- 4 回答日時・内容
- 5 対応者の氏名

上記のような記録用紙を電話機の

傍に置いておいてください。記載したら上司に確認印をもらって、当該防火対象物の調査表に添付するか、専用のファイルに綴じておくようにしてください。これらの記録は、防火対象物使用検査が終了し、検査済証を発行するまでは保存しておいてください。誓約書や覚書等を作成したならば、査察の際に必要な場合があるので、長期に保存しておく必要があります。

また、事前相談や事前打合せした記録は、必ず中間検査や使用検査時において工事関係者に確認してください。事前に打ち合わせて内容がしっかりと履行されているか、漏れがないか十分に確認してください。

もう1点大事な点があります。電話相談や事前相談・打合せ等において、万一、回答に自信が持てないような質問には、即答をしないでください。少しでも不安要素があったならば、よく調べてから回答してください。曖昧な記憶や知識で即答してしまっ、後で問題になることが多々あります。

今回はここまで！ 事前相談と中間検査を是非上手く実践してください！